宇宙日本食調達·輸送基準(ISS 搭載用)

G改訂	2019年 5月
F改訂	2015年 4月
E改訂	2014年 8月
D 改訂	2014年 4月
C 改訂	2013年 8月
B改訂	2012年12月
A 改訂	2010年11月
初 版	2010年 8月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 有人宇宙技術部門

改訂記録(1/4)

符号	承認年月日	改訂箇所	改訂內容、理由等
初版	2010. 9. 17	_	初版制定 JJX-2007015Bに種子島宇宙センター打上げを加え、文書 番号をJFX-2010094に改める。
A	2010. 11. 12	_	一般生菌数検査の試料には、データロガーを同梱しない。 「5.6.1(3)データロガー」の要求を削除し、「5.6.2(1)輸送箱」に記載。「5.7(1)輸送時の温度環境の確認」を削除。様式1から項目削除。
		5. 7	添付する検査資料を明確化した。
		図1	図1 の流れを明確化した。
		様式1	様式1の注記を明確化した。
В	2012. 12. 18	Piii	用語の定義の見直し。 ・ボーナス食、宇宙食、市販食、特注食の分類を追記 ・審査機関の定義を修正 ・専門家委員会を削除(審査機関に新名称で追記) ・打上げ機関の特記なき場合を「JAXA」に変更
			JAXA指定パッケーシーを追記
		3. 1	適用文書名称の誤記修正。
		5. 1. 1	発注対象の記載見直し。
			・宇宙日本食認証基準(商業的無菌食品)の記述を削除
		5. 3	変更申請に係る記述を削除。
		5. 3. 1	用語の修正。
			・専門家委員会を審査機関に修正
		5. 5 (3)	品質保証書の提出部数の変更。
		5 0 0 (1)	・審査機関への提出を削除
		5. 6. 2(1)	個別梱包の項目を追加。
			・個別梱包の記述を追加 ・不具合報告書(JSF-NCR-09-11)の是正処置としてラベル の最低貼付け枚数を記述。
		5. 6. 2 (2)	輸送箱に対する記述を変更。 ・混載を可能とする記述にした ・混載する際の表示ラベルを記述した
		5. 7	判定基準を追記
		図1	変更申請に係る記述を削除。
			打上げ機関の「(NASA)」表示を削除。
		様式1	変更申請に係る記述を削除。
		14 - Pag (27. 1 La)	・「添付4認証変更書類」の項目削除
		様式1(添付1)	出荷前検査項目を追加。
		様式2	委員会名の修正。 ・宇宙食専門家委員会→有人サポート委員会 宇宙食分科
			会 会

改訂記録(2/4)

符号	承認年月日	改訂箇所	改訂内容、理由等
С	2013. 8. 20	本文表紙 3.1	本部名の変更に伴い名称を変更した。 適用文書の見直しを行い「参考文書」との区別を行った。
		3. 2	本文から呼び出しが無い文書については「参考文書」として記載した。
		5. 1. 1 5. 1. 4	適用文書の見直しにより項番号の修正。 「打上げ機関における試食等」を削除し、搭載分に「搭載予
		5. 2. 1 5. 2. 2 (1) (2)	備品を含む」の記述を追記した。 誤記修正。 誤記、脱字の修正。
		5. 2. 3 (1) \((2) \) 5. 2. 4 (1) a	誤記、脱字の修正。誤記修正。
		5. 2. 4 (2) 5. 3	誤記修正。 完成図面の名称を明記した。
		5. 4 5. 6. 2 (2)	適用文書の見直しにより項番号の修正。 誤記修正。
		5.8(1) 5.8(2),(3) 5.11	適用文書の見直しにより項番号の修正。 受領検査における不具合対応を記述した。 適用文書の見直しにより項番号の修正。
		6 図1	適用文書の見直しにより項番号の修正。 物資輸送バック(CTB)の輸送ルート及びHTV搭載ルートを追 記。
D	2014. 4. 21	3. 1	「宇宙日本食輸送要領書(JFX-2007046)」及び「HTV搭載用 宇宙食梱包・輸送要領書(JFX-2010074)」の統合に伴い、 上記2文書を削除し、下記統合文書を追加。
			・宇宙食輸送要領書(JFX-2013072)を追加
		3.2	「宇宙食保守・保管管理要領書(JFX-2011077)」及び「宇宙食及び消耗品在庫管理要領書(JFX-2009138)」の統合に伴い、「宇宙食及び消耗品在庫管理要領書(JFX-2009138)」を削除。
			統合文書「宇宙食保守・保管管理要領書(JFX-2013067)を 追加。
		5. 1	搭載準備確認項目を削除。
		様式1	品質保証書の見直し。
E	2014. 8. 26	様式2 5.5	安全性審査結果報告書の見直し。 (1) 出荷前検査 b. 目視検査内容の見直し
	2011.0.20	0.0	c. 減圧検査を追加
		様式1(添付1)	様式1(添付1)宇宙食検査結果の見直し (2)出荷前検査等結果(全体)に「減圧試験」を追加 (3)出荷前検査等結果(一般生菌数検査)の輸送時温度を削除
			(4)輸送時の温度を追加
F	2015. 4. 15	本文表紙 4項(2)、5.2.1項、 図1、様式1 添付 (1)宇宙食検査結果	本部名の変更に伴い名称の変更バーコードラベル支給廃止に伴い、該当箇所の削除

改訂記録(3/4)

符号	承認年月日	改訂箇所	改訂内容、理由等
G	TBD	全般	括弧を全角に統一。「および」 \rightarrow 「及び」、「尚」 \rightarrow 「なお」、「事」 \rightarrow 「こと」、「など」 \rightarrow 「等」と統一。
		様式	様式の名称を宇宙日本食に限らず使用可能なように修正。 消耗品提供依頼書の追加、それに伴う番号の修正。
		用語の定義	「宇宙食」を「JAXA宇宙食」に修正。定義の文言を見直 し。
		1	「長期宇宙滞在搭乗員」を「長期滞在搭乗員」に、「調達 及び輸送」を「調達・輸送」と修正。
		3. $1(4) \sim (6)$	文書名を修正。
		3. 3 (5)	法令を追加。
		4(2)	データロガー及びJAXA指定パッケージを追加。
		5. 1. 1、 5. 1. 2	誤記修正。
		5. 2	消耗品提供依頼書により支給品を製造企業へ支給する旨を 追記。
		5. 2. 3(1)	誤記修正。標準ラベルへの印字内容として、栄養情報、 バーコードを追加。
		5. 2. 3 (2)	誤記修正。
		5. 2. 4	支給品として、JAXA指定パッケージを追加。
		5. 3	文書名を修正。
		5. 3. 1	立入検査時、認証基準の宇宙日本食製造所衛生基準適合 チェックリスト(様式17(3))を使用することとする。
		5. 5	誤記修正。
		5.5(1)	誤記修正。減圧検査の手順を追記。
		5. 5 (3)	様式1 品質保証書(搭載用宇宙食)の名称を修正。また、 様式1に添付する書類名称を修正。
		5. 6. 2(1)	宇宙日本食の梱包方法、輸送箱への収納方法の明確化及び貼付ラベルの削除。
		5. 6. 2 (2)	宇宙日本食混載、個別梱包の記述及び貼付ラベルの削除。
		5. 6. 2 (3)	輸送品に、データロガーを追加。
		5. 6. 2 (4)	国内輸送の引き渡し場所へ部門名、ユニット名、宇宙日本 食事務局を追加。
		5. 7	誤記修正。 食品安全性検査の検査を実施する機関に関する基準を削除 し、認証基準4.8項を参照することに変更。 本基準の対象外であることから、検査機関からの検査結果 の提出先を削除。
		5. 8	文書名及び誤記修正。 受領検査における受領可否判定の記述を削除。
		5. 9	誤記修正。様式2の名称を修正。
		5. 10	誤記修正。梱包・輸送可能な食品の条件として、安全審査、受領検査、審査機関による審査に合格していることが必要なことを明記。
		図1	必要なことを明記。 誤記修正。凡例の追加。 B改訂で削除した認証変更に関するフロー、D改訂にて削除 した搭載準備確認のフローを削除。 支給品にJAXA指定パッケージを追加。 支給品の支給に際し、消耗品提供依頼書の提出が必要なこ とを追記。

改訂記録(4/4)

符号	承認年月日	改訂箇所	改訂内容、理由等
G	TBD	様式1	添付資料の名称を修正。 記入例として記載している箇所が分かりやすいよう、赤字 に変更。
		様式1 添付(1)	記入例として記載している箇所が分かりやすいよう、赤字に変更。また、フォントを斜体から標準に変更し、入力時 スタイルの変更が不要なように記入例を修正した。
		様式2	様式のタイトルを修正。それに伴い、「宇宙日本食」を 「食品」と修正した。また、分科会長名を削除。
		様式3	「所見」を「報告事項」に、「自筆署名または記名押印」 を「署名」に修正。
		様式3 添付(1)	立入検査で用いるチェックリストを削除。

目次

1.	目的	匀				
2.	範囲	Ē		1		
3.	文書			1		
3	.1	適用	文書	1		
3	.2	参考	文書	1		
3	.3	遵守	*すべき国内法令等	1		
4.	宇宙	1日2	本食の調達・輸送における責任範囲	2		
5.	調達	눝•輸	ì送基準	2		
5	.1	宇宙	「日本食の発注	2		
	5.1.	1	発注対象品	2		
	5.1.	2	発注方法	2		
	5.1.	3	発注時期	2		
	5.1.	4	発注数	2		
5	.2	支給	品の調達及び支給	3		
	5.2.	1	ベルクロ	3		
	5.2.	2	データロガー	3		
	5.2.	3	品名ラベル	3		
	5.2.	4	JAXA 指定パッケージ	5		
5	.3	製造	Î	5		
	5.3.	1	立入検査	5		
5	.4	安全	審査(飛行安全性の審査)	5		
5	.5	出荷	·前検査等	6		
5	.6	宇宙	『日本食の輸送	6		
	5.6.	1	国内輸送(検査用サンプル)	6		
	5.6.	2	国内輸送(宇宙日本食等)	7		
5	.7	食品	1安全性検査	8		
5	.8	受領	i検査	8		
5	.9	審查	及び食品の安全証明	8		
5	.10	打上	: げ機関への国外輸送・国内輸送	8		
6.	記錄	ī		8		

様式一覧

· · ·			
様式 1		消耗品提供依頼書	
様式 2		調達に係る宇宙日本食製造所立入検査報告書	
様式3		品質保証書(搭載用宇宙食)	G
様式3	添付(1)	宇宙食検査結果	
様式 4		安全性審査結果報告書	

略号

JAXA : Japan Aerospace Exploration Agency (宇宙航空研究開発機構)

NASA : National Aeronautics and Space Administration (米国航空宇宙局)

JSC : Johnson Space Center (ジョンソン宇宙センター)

ISS : International Space Station (国際宇宙ステーション)

TNSC : Tanegashima Space Center (種子島宇宙センター)

用語の定義

宇宙日本食: JAXA が宇宙食として認証した食品

ボーナス食 : 宇宙飛行士が個人嗜好で搭載する宇宙食の搭載枠

JAXA 宇宙食 : ISS に搭載するために JAXA が調達する食品の総称

調達機関: 搭載が決定した宇宙日本食について、搭載に問題がないかどうかの最

終判定を行い、打上げ機関に引き渡す機関(JAXA)

審査機関:宇宙日本食に関する審議、審査及び審査を行う機関(JAXAの外部諮

問委員会「有人サポート委員会宇宙食分科会」)

検査機関 : 製造企業から依頼を受け、宇宙日本食の食品安全性検査を行う機関

製造企業 : 宇宙日本食を製造する企業

打上げ機関 : 打上げに関する業務を行う機関(NASA、JAXA 等。特記なき場合は

JAXA)

輸送業者: 宇宙日本食の以下に係る輸送を行う企業

① 国内輸送:製造企業から調達機関及び/または検査機関までの輸送

② 国外輸送 (JSC 等):調達機関から打上げ機関までの輸送

③ 国内輸送 (TNSC):調達機関から打上げ機関までの輸送

商業的無菌食品 : 食品衛生法で定義する「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」または JAS 法

で定義する「レトルトパウチ食品」(密封容器に入れた食品で中心温度

を120℃、4分間以上になるように加圧加熱殺菌した食品)

容器包装 : 食品衛生法で定義する「容器包装」(食品を入れ、又は包むもので、食

品を授受する場合にそのままで引き渡す物。パッケージ)

JAXA 指定パッケージ: 宇宙日本食で JAXA が指定する容器包装

1. 目的

本文書は、宇宙航空研究開発機構(以下、「JAXA」という)が国際宇宙ステーション(以下、「ISS」という)長期滞在搭乗員のために打上げ機関に供給する宇宙日本食について、調達・輸送に関わる基準及びプロセスを定めたものである。

G

2. 範囲

調達機関による宇宙日本食の製造企業への発注から、打上げ機関への引き渡しまでとする。

3. 文書

本文書で規定する業務の実施にあたっては、特に版を指定する場合を除き、以下の文書の 最新版を適用する。

3.1 適用文書

- (1) 宇宙食輸送要領書 (JFX-2013072)
- (2) JAXA 宇宙食受領検査要領書(JFX-2011081)
- (3) Safety Requirements Document, International Space Station Program (SSP50021)
- (4) 文書保存期間等の基準(総務部長 通達 15-4 号)

G

- (5) 宇宙飛行士運用技術部不具合処理要領書(JFX-2012073)
- (6) 宇宙日本食仕様書 (JFX-2007114)

3.2 参考文書

- (1) ISS Food Plan
- (2) 宇宙日本食認証基準 (JFX-2010106)
- (3) 宇宙日本食品質管理計画書 (JFX-2008040)
- (4) 宇宙食保守・保管管理要領書(JFX-2013067)

3.3 遵守すべき国内法令等

本文書で規定する業務の実施にあたっては、次の法令等を遵守する。

- (1) 食品衛生法
- (2) 食品安全基本法
- (3) 健康增進法
- (4) 品質表示基準(JAS法)
- (5) 食品表示法

G

(6) 陸生動物衛生規約

4. 宇宙日本食の調達・輸送における責任範囲

(1) 宇宙日本食の発注: 調達機関

(2) ベルクロ、データロガー、品名ラベル、及び JAXA 指定パッケージ(JAXA 指定パッケ ージを使用する食品の場合)の調達及び支給:調達機関

G

(3) 宇宙日本食製造及び国内輸送: 製造企業

製造企業 (4) 食品安全性の検査:

(5) 食品安全性の審査: 審査機関

(6) 飛行安全性の審査: 調達機関

(7) 打上げ機関への国外輸送・国内輸送: 調達機関

5. 調達·輸送基準

宇宙日本食の調達及び輸送は、以下の基準のもとで行う。調達・輸送のフローを図 1 に示 す。

5.1 宇宙日本食の発注

調達機関は、以下のとおり宇宙日本食の発注を行う。

5.1.1 発注対象品

3.2 項(2)宇宙日本食認証基準 (以下、「認証基準」という) に基づき認証された宇宙日本 G 食を対象として、発注を行う。

5.1.2 発注方法

原則として請負契約による調達を行う。

購入価格については、本基準を踏まえ、製造企業と調達機関が調整して決定する。

製造企業が請負契約による調達に対応できない場合は、4 項に規定する責任範囲も含め 別途調整を行う。

G

5.1.3 発注時期

原則、製造企業から調達機関への引き渡し予定日の2ヶ月前までに製造企業へ発注する。

5.1.4 発注数

発注数は、以下の合計数とする。

- (1) 搭載分(搭載予備品を含む)
- (2) 調達機関の地上保管分(原則として5個)
- (3) 調達時の一般生菌数検査使用分(製造ロットあたり1個)
- (4) その他広報用等

G

5.2 支給品の調達及び支給

調達機関は、製造企業から消耗品提供依頼書(様式1)に基づき、以下のとおり製造企業に対して支給品の調達及び支給を行う。

発注数の10%増しに製造企業使用数を加え、10個単位で支給する。

5.2.1 ベルクロ

(1) ベルクロへの要求

ベルクロは、以下の製品とする。

a. フック(容器包装本体用)

製造元:ベルクロ (VELCRO) 社

型番:192268

品名:VELCOINHOOK, MEDIUM WHITE 1/2" DIA

b. ループ (蓋付き容器包装の蓋用)

製造元:ベルクロ (VELCRO) 社

型番:192245

品名:VELCOINLOOP, MEDIUM WHITE 1/2"DIA

(2) ベルクロの調達及び支給

調達機関は、ベルクロを調達し、必要数を製造企業に支給する。

5.2.2 データロガー

(1) データロガーへの要求

データロガーは、以下の製品とする。

製造:Maxim Integrated Products 社

品名:Thermochron

型式:DS1921G

(測定可能温度範囲: -40℃~+85℃

1回の計測データ数:連続 2048 データ

温度計測間隔:1分2分3分…255分から選択。

電源:3V リチウム電池内蔵)

(2) データロガーの調達及び支給

調達機関は、データロガーを調達し、必要数を製造企業に支給する。

5.2.3 品名ラベル

- (1) 品名ラベルへの要求
 - a. 印字するための装置等

品名ラベルは以下のプリンタ、用紙及びインクリボンを用いて印字する。

1) プリンタ

製造元:ブレイディ (BRADY) 社

販売元:日本ブレイディ(株)

型番:BBP11-34L相当

品名:ポータブルラベルプリンタ

2) 用紙

製造元:ブレイディ (BRADY) 社

販売元:日本ブレイディ(株)

型番:B-437 相当

品名:熱転写印字用ラベル

3) インクリボン

製造元:ブレイディ(BRADY) 社

販売元:日本ブレイディ(株)

品名:LS-500 用インクリボン

- b. 品名ラベルの種類
 - 1) 標準ラベル (サイズ:幅 70mm、高さ60mm)
 - 2) 小型ラベル (サイズ:幅 35mm、高さ 15mm)
- c. 品名ラベルへの印字内容
 - 1) 標準ラベル

以下の項目を英文で 3.1 項(6)宇宙日本食仕様書に従い、表記する。文字の大きさは品名 11 ポイント、認証番号 8 ポイント、本文 9 ポイントとする。

① 食品名称

- ② 食べ方(自明な場合は省略可)
- ③ 質量
- ④ 栄養情報

⑤ 賞味期限

⑥ 製造記号

- a. 第1位の数字:西暦年号の最後の数字
- b. 第2位の数字:製造月、但し10月はX、11月はY、12月はZ とする
- c. 第3位と第4位の数字:製造日
- d. 第 5 位以降は製造企業が定義するロット番号とシリアル番号の 情報を含む
- ⑦ バーコード

G

G

2) 小型ラベル

食品名称を英文で表記する。文字の大きさは12ポイントとする。

G

(2) 品名ラベルの作成及び支給

5.2.3 項(1)c 品名ラベルへの印字内容の情報を製造企業から入手し、ラベルに印字して製造企業に支給する。

G

5.2.4 JAXA 指定パッケージ

G

(1) JAXA 指定パッケージへの要求 JAXA 指定パッケージは、以下の製品とする。

- a. R5
- b. R6
- c. S1
- d. S2
- e. W1
- f. W2
- (2) JAXA 指定パッケージの調達及び支給

調達機関は、JAXA 指定パッケージを調達し、必要数を製造企業に支給する。

5.3 製造

製造企業は、認証された内容及び 3.1 項(6)宇宙日本食仕様書に基づき、宇宙日本食を製造する。

G

5.3.1 立入検査

調達機関は審査機関と調整して専門家による立入検査等の要否を決定する。立入検査を 行う場合は、認証基準 様式17(3)の宇宙日本食製造所衛生基準適合チェックリストを使用 する。なお、実施に当たり専門家と調整の上、チェックリスト項目の絞り込みや変更をしてもよい。 立入検査の結果は、様式2にて報告する。

G

5.4 安全審査 (飛行安全性の審査)

調達機関は 3.1 項(3)"Safety Requirements Document, International Space Station Program" に基づき安全審査を実施する。

5.5 出荷前検査等

製造企業は検査機関及び調達機関への宇宙日本食の発送(出荷)の前に出荷前検査及び食品安全性検査を行い、品質を保証する。

G

(1) 出荷前検査

製造企業は以下の検査を行う。

- a. 員数確認
- b. 目視検査

目視により、キズや汚れ、包装(シール)の完全性等を検査し、認証基準及び完成図面を満足することを確認する。

G

また、外観上の品質が統一されていることを確認すること。(例:脱気具合にバラ付きがないこと)

G

c. 減圧検査

二重包装の食品については、全数減圧検査を実施し脱気シール具合を確認する こと。減圧検査手順は、認証基準のとおりとする。

G

d. その他検査

(2) 食品安全性検査

製造企業は5.7項に基づき一般生菌数検査を行う。

(3) 品質保証書

製造企業の代表者またはそれに代わる者(品質管理責任者)は、品質に問題がないことを保証する。

品質保証書(搭載用宇宙食)(様式3)には、宇宙食検査結果(様式3 添付(1)) を添付する。 G

5.7 項に基づく食品安全性検査結果は別途提出してもよい。

品質保証書は原紙1部を宇宙日本食とともに納品、写し1部を製造企業が保管する。

5.6 宇宙日本食の輸送

5.6.1 国内輸送(検査用サンプル)

製造企業が検査機関に食品安全性検査(5.7項)のために検査用サンプルを輸送する場合は以下の作業を行う。

(1) 一般生菌数検査用サンプル

出荷前検査の内、包装の完全性検査に合格した宇宙日本食の中から、ロット毎に無作 為に1個を抽出する。

(2) 食品の梱包

輸送中、食品の容器包装にピンホール等の不具合が発生しないよう配慮し、荷崩れしないよう梱包すること。

(3) 輸送

常温輸送とすること。

5.6.2 国内輸送(宇宙日本食等)

製造企業は前項(5.6.1 項)及び以下に示す方法により、宇宙日本食等を調達機関へ輸送する。

(1) 宇宙日本食の梱包

G

宇宙日本食は、中身の見えるビニール袋等の梱包材で梱包して、輸送箱に直接触れないように収納すること。複数種の食品がある場合は食品毎に分類すること。

また、調達機関より支給するデータロガー (5.2.2 項(1)) を、食品の温度が モニタできる形で輸送箱内部へ貼付すること。

(2) 輸送箱

宇宙日本食の輸送に際しては、輸送中に発生し得る輸送箱の潰れ等のダメージが食品に影響しないよう、5.6.1項(2)に示す梱包又は対策を施すものとする。

G

(3) 輸送品

- a. 宇宙日本食
- b. 品質保証書 (原紙)
- c. データロガー

G

(4) 引き渡し場所

〒305-8505 茨城県つくば市千現 2-1-1 筑波宇宙センター 有人宇宙技術部門 宇宙飛行士・運用管制ユニット 宇宙日本食事務局

G

G

G

G

G

5.7 食品安全性検査

製造企業は、一般生菌数検査を実施する。但し、商業的無菌食品は除く。判定基準は、10,000CFU/g以下とする。

認証基準 4.8 項で規定された検査機関で検査を実施する場合は、検査機関の信頼性を保証する資料(登録証等の写し)及び検査機関が発行した一般生菌数検査結果を出荷前検査結果に添付すること。

認証基準 4.8 項の検査を実施する機関以外の機関で検査を実施する場合は、検査手順、 基準値等、一般生菌数検査の内容を示す資料を添付すること。

5.8 受領検査

- (1) 調達機関は 3.1 項(2)JAXA 宇宙食受領検査要領書に基づき受領検査を行う。
- (2) 受領検査において発見又は発生した宇宙日本食の不具合品は、タグ及びマーク等により、他の健全な物品と識別し保管する。
- (3) 宇宙日本食に関する不具合については、3.1 項(5)宇宙飛行士運用技術部不具合処理 要領書に基づき不具合報告書を起草し処置を実施する。

5.9 審査及び食品の安全証明

調達機関は審査機関に以下を諮問し、答申を受ける。

(1) 審査

審査機関は、品質保証書の内容について、認証基準及び3.3項遵守すべき国内法令等に則り、専門的・総合的な観点から当該食品の安全性について審査を行う。

(2) 報告

審査機関は、当該食品の安全性について審査した結果を安全性審査結果報告書(様式4)に記載し、調達機関に報告する。

5.10 打上げ機関への国外輸送・国内輸送

調達機関は、5.4 項、5.8 項及び 5.9 項の結果、問題のない食品を梱包・輸送し、打上げ機関へ引き渡す。なお、実施にあたっては 3.1 項(1)宇宙食輸送要領書に基づき宇宙日本食を打上げ機関へ引き渡す。

6. 記録

宇宙日本食の調達に伴う全ての記録は、調達機関が保存する。保存期間は 3.1 項(4)文書 G保存期間等の基準に基づき、宇宙日本食の運用が終了した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 10 年とする。

以上

